

神 共 助 第 6 号  
令 和 3 年 6 月 1 日

所 属 長 各 位

職 員 共 助 組 合  
事 務 長

職員共助組合における各種届出に係る押印等の見直しについて（通知）

平素は職員共助組合の事業運営にご協力いただきありがとうございます。

令和2年11月25日付通知「神戸市手続きスマート化方針およびスマート化手順書について」における「押印の見直し基準」に基づき、組合員が共助組合へ提出しなければならない各種申請に係る押印等の見直しを行い、下記のとおり取扱うこととしましたので通知いたします。

なお、届出等の提出先についてはこれまでと変更はありません。

記

1. 申請書類の省略

「退会給付金」のうち定年退職の場合及び「特別見舞金」については、手続きの省略化のため、職員共助組合で対象者を確定し、給付する方法に変更しますので、申請は不要となります※。

なお、普通退職の場合は「退会給付金」の申請が必要となりますので、ご注意ください。

※市民病院機構及び外郭団体の職員については給付金の振込口座を指定していただく必要があるため、申請が必要です。

2. 押印等の見直し

(1) 組合員本人の押印廃止について

下表「押印等の見直しの対象となる届出一覧」のうち申請欄が「要」となっている給付金について、組合員による認印の押印は不要とします。

押印等の見直しの対象となる届出一覧

給付金関係申請	申 請	備 考
結婚祝金	要	
出産祝金	要	
入学祝金	要	
弔慰金	要	
退会給付金（定年退職）	不要	申請は不要となります。
退会給付金（普通退職）	要	
特別見舞金	不要	申請は不要となります。

(2) 所属長等の押印廃止等について

所属長・事務担当者による認印の押印は不要とします。

ただし、水道局・交通局・外郭団体（市民病院機構含む）及び学校園については内容の確認を行っていただく必要があります。「所属確認欄」を設けていますので、確認の際のチェックにご活用ください。

所属確認欄の記入が必要な所属と届け出の提出先

	所属確認欄	届出の提出先
市長部局等（下記の部局以外）	（記入不要）	総務事務センター
水道局・交通局 外郭団体（市民病院機構含む）	所属長または事務担当者の確認	職員共助組合
学 校 園	学校園長または事務担当者の確認	総務事務センター

3. 給付金の振込口座について

これまで、請求いただいた給付金については、その都度請求書に振込口座を記入していただいていたのですが、今後は「給与口座(第一口座)」へ振込みます。

ただし、市民病院機構及び外郭団体の職員については、振込口座を指定していただく必要がありますので、申請書類に口座番号等の記入をお願いします。

4. 適用年月日

令和3年6月1日以降に組合員が職員共助組合へ提出する書類から適用

※ただし、当面の間は、見直し前の様式で提出いただいても受付いたします。

5. 見直し後の様式について

見直し後の様式については職員共助組合ホームページに掲載しております。

（インターネット版） <https://kobe-kyojo.jp/>

（※イントラ版） <http://home.intra.city.kobe.lg.jp/11/06/kyosai-kyojo/kobe-kyojo.jp/index.html>

※イントラ版への掲載は6月末になります。

担当：職員共助組合

内線：954-2554,65,67